保有個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、発注者が保有する個人情報(以下「保有個人情報」という。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

- 第2 受注者は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織(以下「保護管理責任者等」という。)並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、 点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。
- 2 受注者は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の 内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にア クセスすることがないよう、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的 でアクセスすることがないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第3 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者への研修)

第4 受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第5 受注者は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、発注者 の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受け、又は自らが 収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引 き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第7 受注者は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて発注者に報告し、発注者の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 受注者は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、 発注者に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限り ではない。
- 3 受注者は、第1項の事案が発生した場合であって、発注者から保有個人情報の漏えい等 に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、発注者の指示に従うこと。

(調査)

第8 発注者は、受注者に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査 等をすることができるものとする。

(指示及び報告)

第9 発注者は、必要に応じ、受注者に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(取扱記録の作成)

第10 受注者は、発注者から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、発注者に報告するものとする。

(運搬)

第11 受注者は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第12 発注者は、受注者が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、 契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。